

2016年度一橋大学法科大学院 前期授業予習・推薦図書等について

(未 修 者)

以下に続く資料は、2016年3月3日までに担当教員から連絡のあった指示等を取りまとめたもので、一橋大学法科大学院公式サイト（以下「公式サイト」と表記します。）にも掲載します。

今後、担当教員から予習指示の追加や変更がある場合は、随時、公式サイトに追加・変更として掲載していきますので、こまめに公式サイトをチェックするようにしてください。

なお、シラバス以外に特に予習指示のない科目もありますので、あらかじめご了承ください。

<公式サイトURL>

<http://www.law.hit-u.ac.jp/home/lawschool/>

<一橋大学学術総合システム Mercas (Web シラバス)>

<https://mercas.hit-u.ac.jp/>

ID、パスワードの入力なしでログインしても閲覧ができます。

2016/3/3 現在

憲法 I 阪口正二郎

この授業は、憲法で保障された権利について授業を行います。ただし、適正手続、国務請求権（裁判を受ける権利など）、参政権は後期の「憲法Ⅱ」で総論、統治機構とともに扱いますので、この授業の対象外となります。

授業は、あらかじめ Web を通じて配布した「予習シート」に従って、受講生と質疑応答を行い、必要な事項について講義を行います。毎回、「予習シート」の設問をすべて聞くことはありませんが、予習はしておいて下さい。質問はランダムに指名して聞きます。授業後は、同じく Web を通じて「復習シート」を配布しますので、それを用い、基本書や判例集で補いながら復習を各自行って下さい。

教科書としては、芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法（第6版）』（岩波書店、2015年）を用いますが、長谷部・石川・宍戸編『憲法判例百選Ⅰ、Ⅱ（第6版）』（有斐閣、2012年）も必要ですし、また授業にはいわゆる六法をコンパクトなもののでよいので持参するようにしてください。

憲法の学習については、まずは上記の芦部『憲法』を一読し、憲法とはどんなことを学ぶものなのか、どこに何が書かれているのかなど把握しておいて下さい。この教科書は比較的記述がコンパクトですが、読んでいて分からないことがあれば適宜他の定評ある基本書の同じ項目を当たって理解するようにしてください。

入門書として、授業前に読んでおく参考になるのは、安西文雄・巻美矢紀・宍戸常寿『憲法学読本（第2版）』（有斐閣、2014年）です。

以下は、第1回目の授業の予習シートです。

※（事務室より）憲法Ⅰの予習シート1は同封した別紙にも掲載しています。

2016年度「憲法Ⅰ」予習シート1

阪口 正二郎

2016年度の「憲法Ⅰ」の第1回目の授業は、「近代立憲主義と日本国憲法、人権」について扱う予定です。さしあたり、芦部信喜『憲法（第6版）』の第1章、第2章と、第5章のうちの1-3をよく読んでおいて下さい。

そのうえで以下の設問について答えられるように準備しておいて下さい。設問の中には、01、05、06、07のように難しいものもあります。そうした設

問については必要以上に文献にあたって調べる必要はありません。とりあえず、上記予習文献を読んだうえで、自分の頭で考えてみてください。

今回の授業は、法科大学院生として共通に到達しなければならないとされるいわゆる共通到達目標（コア・カリキュラム）の第2次修正案（一橋バージョン）の1-1「憲法の観念及び立憲主義」、3-1「基本的人権の観念」に基本的に対応するものですが、細かい事項はコア・カリキュラムを確認しながら自習して下さい。コア・カリキュラムの一橋バージョンは「ロー・ライブラリー」で閲覧することができます。

【項目】 今回の授業で扱う主たる項目は以下の通りです。

- (1) 形式的意味での憲法と実質的意味での憲法の区別
- (2) 硬性憲法と軟性憲法の区別
- (3) 憲法の最高法規性とは
- (4) 近代立憲主義と法の支配
- (5) 日本における立憲主義の展開
- (6) 近代立憲主義の現代的展開
- (7) 憲法上の権利の分類

【設問】

- 01 「形式的意味での憲法」と「実質的意味での憲法」はどのように区別されているか？イギリスの場合を参考に考察せよ。1973年に改正される以前のスイス連邦憲法25条の2は、「出血前に麻痺させることなく動物を殺すことは、一切の屠殺方法および一切の種類の家畜について例外なくこれを禁止する」と定めている。この規定は「実質的意味での憲法」だと言えるか？
- 02 硬性憲法と軟性憲法はどのようにして区別されるのか？
- 03 憲法が「最高法規である」とはいかなることを意味するか？日本国憲法が最高法規である旨定める憲法98条は日本国憲法が最高法規であることの根拠となりうるか？
- 04 「立憲的意味の憲法」とはいかなる概念か？立憲主義と近代立憲主義はどのような関係にあるか？
- 05 社会契約論は立憲主義とどのように関係するか？
- 06 大日本帝国憲法はどのような特徴を有する憲法か？大日本帝国憲法はもともと欠陥を有していたから戦前のひどい状況をもたらしたのか、それとも運用が悪かったからひどい状況をもたらされたのだろうか？

- 07 日本国憲法は押し付けられた憲法である、という議論についてどのように考えればいいのかのだろうか？
- 08 いわゆる「八月革命」説とはどのような考え方か？
- 09 基本的人権を憲法で保障することにはいったいどのような意味があるのか？
- 10 基本的人権は一般にどのように分類されているか？

+++++

民法Ⅰ 石田 剛

佐久間毅『民法の基礎 1 総則[第 3 版]』(有斐閣、2008 年)、同『民法の基礎 2 物権』(有斐閣、2006 年)を教科書として使用します。この他に、参考書(判例集)として、内田貴・山田誠一・大村敦志『民法判例集 総則・物権 [第 2 版]』(有斐閣、2014 年)および潮見佳男・道垣内弘人編『民法判例百選Ⅰ 総則・物権 [第 7 版]』(有斐閣、2015 年)を頻繁に参照する予定です。

講義は、しっかりと予習がされていることを前提に、基本的な知識が定着しているかどうかを確認する場と考えてください。必ず条文をひきつつ教科書を熟読し、指定された重要判例の〈事実〉と〈判旨〉に目を通すことを習慣化するとよいでしょう。毎回予習シートを事前配布しますので、当日はシートに書かれた質問に自分の言葉で答えられるように準備しておいてください。

また、復習の際には、短答式問題を解いて、学んだ知識の定着度をその都度確認することが重要です。そのための参考書としては、たとえば商事法務編『タクティクス アドバンス民法 2016』(商事法務)を推奨しています。

● 予習指示

第 1 回の講義は、導入として民法総論的な内容を扱います。具体的には、①民法とは何か、②民法の体系的な編別、③民法の解釈とはどのような作業なのか、などを特に基本的な制度だけを取り上げながら、具体的に解説します。

予習としては、教科書(佐久間毅『民法の基礎 1 総則』) 2~13 頁と 35~41 頁をよく読み、余裕があれば、下記の入門書などを参考にしながら、第 1 回目の予習シートの問題を考えておいてください。

● 新学期までの過ごし方

特に、はじめて民法を学ぶ人は、以下の入門書を授業開始までに通読することをお勧めします。

成田博『民法学習の基礎 [第3版]』(有斐閣)
山下純司・島田聡一郎・宍戸常寿『法解釈入門』(有斐閣)

+++++

民法Ⅱ 角田美穂子

教科書として、内田貴『民法Ⅱ 債権各論 [第3版]』(東大出版会)、判例集として、中田裕康・窪田充見編『民法判例百選Ⅱ 債権 [第7判]』(有斐閣)を用います。講義は、予習を前提に、基本的な知識が定着しているか否かを確認する場と心得てください。講義では、時に教科書から脱線して身近なケースを取り上げ、意見交換も行う予定です。毎回、指定された箇所について教科書・判例集を熟読し、条文を確認したうえで講義に臨んでください。

● 予習指示

第1回の講義は、民法とは何か、基本的な概念、基本原則について検討します。この点に関する教科書の記述(4頁まで)はあまり充実していないので、各自で手元にある民法総則などの基本書をもう一度確認しておいてください。その上で、次の設例について考えを巡らせておいてください。

● 設問 ●

XがYスーパーで購入した冷凍餃子を調理していたら異臭がして、腹ペコで食べ始めていたXは激しい腹痛を覚え、嘔吐を繰り返し、救急車で搬送された。保健所の検査で冷凍餃子には農薬が混入していたことが判明した。冷凍餃子は、中国のA社製で日本のB社が輸入、Yは食品卸売業者C社から納入したものであった。この場合、誰がどのような法的責任を負うか。

● 新学期までの過ごし方——《最初が肝心》。とくに初学者の方は一度さつと読んでおくことをお勧めします。

道垣内弘人『リーガルベシス・民法入門』(日本経済新聞社)
山下純司・島田聡一郎・宍戸常寿『法解釈入門』(有斐閣)

+++++

民法Ⅳ 小野秀誠

〔予習内容〕

シラバスに記載のテキストを通読しておいてください。また、配布の資料・判例を読んできてください。初回から関連する質問をします。

+++++

刑法Ⅰ 橋本正博

1. 予習内容

刑法Ⅰの内容はほぼ刑法各論です。第1回の授業では、まず、法令や刑法判例等の情報の調べ方について概略を説明します。次に、「刑法」の構成や「刑法各論」の全体像、刑法の目的、解釈のあり方などを考えていく予定です。とくに立ち入った準備は求めません。

教科書として、佐久間修・橋本正博・上嶋一高『刑法基本講義 総論・各論』第2版（2013年、有斐閣）を指定していますが、初回の授業で参照を求める予定はありませんので、初回に間に合わなくてもかまいません。法令集は、この科目に関しては、『ポケット六法』（有斐閣）、『デイリー六法』（三省堂）の規模のもので足ります。教場試験では、使えませんが、『判例六法』（有斐閣）等を備えても結構です。

刑法の目的を考える手がかりとして、「不倫は犯罪か」という問いを投げかけておきます。「不倫」とは曖昧な言葉ですが、「配偶者を有する者が配偶者以外の異性と男女の付き合いをすること」ぐらいを意味しています。授業で意見をきくつもりです。狭い意味の（刑）法の知識を期待しているのではなく、犯罪や刑罰のそもそものあり方を反省しようという趣旨ですから、むしろ素朴に考えてみてください。

2. 推薦図書

井田良『基礎から学ぶ刑事法（第5版）』有斐閣、2013年

必読ということではありません。版を重ねていることからもうかがえるように、すぐれた入門書です。刑法だけでなく刑事訴訟法や刑事政策学を含む刑事

法の全体像を描いた本で、入門書とはいえ、通常の教科書・概説書では触れられないような内容に及んでいます。既に刑法を勉強したことがある人にも随所に参考になることがあるのではないのでしょうか。初学者には、ひとつひとつを理解することにあまりこだわらず、一通り読んでからまた読み返してみることをおすすめします。

+++++

導入ゼミ 青木人志

※特に予習指示はありません

★佐久間 I 2-13&35-41 頁

第1章 民法総則とは何か。

1. 民法とは何か。

1-1 実質民法と形式民法

Q1 「民法」という場合と「民法典」という場合とで、何が違うのか？

1-2 民法は私法の一般法である。

Q2 私法とは何か？ 対になる概念と具体例を挙げながら、その意味を説明しなさい。

Q3 一般法とは何か？ 対になる概念と具体例を挙げながら、その意味を説明しなさい。

2. 民法の体系と解釈

2-1 民法の体系

Q4 パンデクテン体系とは何か？その特色を説明しなさい。民法典はどのような経緯でいつ公布・施行されたか。

[Case1] Aは父親の所有する自動車を借りて、国道を走行中、スマホで友人とLINEをしながら自動車を運転していたため、前方不注視により、青信号の横断歩道を横断中であつたBに自動車を衝突させ、Bを負傷させた。Bは入院治療費をAに請求したい。

[Case2] AはBから1年後に利息として借入元本に年利20%の利息を上乗せした額を返還することを約束して、100万円を借りたが、返済期日の1年後が到来してもAは元本を返済しない。Bは何とかがして120万円をAから回収したいと考えている。

[Case3] Aは自転車屋を営むBから、現品限り処分として店頭に出ていた自転車甲を気に入り、代金5万円ですその購入を即決したが、現金を持ち合わせていなかった。そこで、Aは1週間後にBの口座に振り込む旨確約してその日に甲の引渡しを受けた。1週間経過後もAが代金を入金しないので、BがAに催促すると、Aは、「甲のブレーキとサドルに不具合があり、このような不良品の価値はせいぜい2万円程度である。」とクレームをつけて代金を支払おうとしない。BはAに5万円を支払ってもらいたい。

Q5 [Case1]～[Case3]において、BがAに対して訴訟上の請求をする際に、民法の何条の適用が問題になるか。また特別法が関係する場合は、どのような法律の何条の適用が問題になるかも合わせて考えなさい。

Q6 民法の解釈・適用という作業においては、「要件—効果」モデルに則った思考様式(法的三段論法)が用いられる。[Case1]を例にとり、「法律要件」および「法律効果」という概念の意味を具体的に説明しなさい。

Q7 民事訴訟における「証明責任(立証責任)」「要件事実」の意味を説明しなさい。

[Case4] Aは所有する自動車乙を、B所有の丙土地に無断で駐車しており、無断駐車は3か月に及んでいる。Bは丙土地に隣接する丁土地で月極め有料駐車場を経営しており、借主から1台につき月額2万円の賃料を収受している。Bは乙の駐車により丙土地の使用を妨害されている状態を速やかに解消し、たいと考えている。

[Case5] [Case4]において、丙土地を購入するために必要な資金を有しないAが、適法に乙土地を駐車場として利用するには、どうすべきであったか。いくつかの方法を挙げなさい。またAが丙土地上に建物を築造したいと考えていた場合はどうか。

Q8 [Case4]において、Bは、乙を撤去するために、また3カ月に及ぶ丙土地の無断使用により被った損失を填補するために、Aに対してどのような請求をすべきか。民法の何条の適用が問題になるかを明らかになさい。

[Case6] Aは、家電量販店Bの販売員Cの巧みなセールストークにのせられて、新発売のウェアラブル端末を購入する契約を締結して、その場で代金全額を支払った。ところが、実際に使用してみるとその端末は機能が複雑で使い勝手が悪い。経験の浅いアルバイト店員であったCの説明に事実と反する部分があったことも判明した。そこで、Aは端末の売買契約をなかつたことにしたい。

Q9 [Case6]において、端末の売買契約はAと誰との間に成立しているか。Aが売買契約をなかつたことにしたい場合、どのような主張をすべきか。民法の何条の適用が問題となるか（特別法は無視してよい）を明らかにして答えなさい。

Q10 [Case1]～[Case6]で問題となる各条文が民法の全体的構造（編別）の中で、どこに位置しているかを確認し、条文がどのような順番で配列され、各条文がなぜその場所に置かれているのかを六法を見ながらよく考えなさい。

2-2 沿革

Q11 民法の契約債権法に関して近く大改正が予定されているが、これまでに行われた民法の改正のうち、昭和22年12月22日改正と平成16年11月25日改正が特に大規模なものである。それぞれの改正の概要のみ説明しなさい。

[Case7] AはBと結婚し、その間に子Cが生まれた。その後Aは職場の若い女性社員Dと不倫関係になり、DはAの子Eを生んだ。AD間の関係及びE出生の事実がBにばれ、すぐにAB間是不仲となり、離婚話がもちあがっている。

[Case8] [Case1]において、事故によりBが死亡し、Bには妻Cとの間に長男D長女E次男F3人の子がいたものとする。

Q12 [Case7]において、AはBと離婚することができるか。離婚が成立した場合、AC間・AE間の法律関係はどうなるか。

Q13 [Case8]において、CDEFはAに対して事故の責任を追及して、Aに対してBの死亡による逸失利益の損害賠償を請求することができるか。

※第1回（初回）はオリエンテーションの意味もあり、メニューは少なめです。次回以降レジュメの分量はもう少し増えます。